

# 読書の小径

こみち

No.65



## 裁判員制度

市図書館 ☎ 1253

来年から裁判員制度が始まります。くじで選ばれた有権者が地方裁判所で、裁判官と一緒に、刑事案件の一審を担当するのです。20歳以上の有権者なら誰もが指名される可能性がありますので、次に紹介する本を一読しておいではいかがでしょう。

**竹田昌弘『知る、考える裁判員制度』**。裁判員はどうのうにして選ばれて、実際には何をするのか。この制度にはどのような問題点・課題があるのか。制度の導入により、事件を伝える報道そのものも変わらぬのか。司法記者が裁判員制度全体と関連の用語など

を分かりやすく解説します。  
□月×日、エブリワン氏の自宅に1通の呼び出し状が届く。それは「あなたは〇〇号事件の裁判員に指名されました。△△日に裁判所に出頭してください」という裁判所からの通知だった…。一橋総合研究所『エブリワン氏の「裁判員日記」ショーケン・あなたがもしも指名されたら』は、Q&Aや図表による解説

を交えながら、「誰もが」参加する可能性のある裁判員体験を描きます。エブリワン氏の仮想体験を通して、裁判員制度について知ることができます。

を分かりやすく解説します。  
□月×日、エブリワン氏の自宅に1通の呼び出し状が届く。それは「あなたは〇〇号事件の裁判員に指名されました。△△日に裁判所に出頭してください」という裁判所からの通知だった…。一橋総合研究所『エブリワン氏の「裁判員日記」ショーケン・あなたがもしも指名されたら』は、Q&Aや図表による解説

を交えながら、「誰もが」参加する可能性のある裁判員体験を描きます。エブリワン氏の仮想体験を通して、裁判員制度について知ることができます。

### 10月の休館日

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※ 茶色の日が休館日です

## 開館時間

火～金曜日………10:00～19:00  
土・日曜日、祝・休…10:00～17:00

※図書館のご利用は無料です

10月

## 催し物だより

### 陶史の森 ネイチャーセンター

☎ 595144

### ●森の創作アート教室

日時 10月19日(日)

午前9時～11時30分

内容 木や竹で楽しいモビール（天井からつるす飾り）を作って楽しむ

対象 小中学生・家族  
※事前に申し込みが必要

### ●バードウォッチング

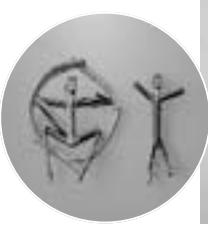
日時 10月26日(日)

午前9時～11時30分  
(雨天中止)

内容 秋の野鳥観察  
対象 家族・一般



カワセミ  
水辺にすむ。  
短い尾と巨大なくちばし。  
青く光る背、赤い腹。  
水に飛び込んで小魚を捕ることがうまい。  
声は「チーー」、「ツチーイ」



**お願い** 陶史の森は、動植物を保護しています。山野草やミズゴケなどを絶対に採らないでください。また、陶史の森およびせせらぎ公園へのペットの立ち入りはご遠慮ください。